

## 利用者負担の軽減制度

介護保険サービス等の利用者負担には、以下のような軽減制度が設けられています。

### 高額（医療合算）介護サービス費

- 1 か月の介護サービスの利用者負担額※の合計が一定の上限額を超えた場合は、超えた分が支給されます（下表参照）。また、1 年間の医療保険と介護保険の利用者負担額※の合計が著しく高額になった場合は、一定の額が「高額医療合算介護サービス費」として給付されます。

※福祉用具購入費や住宅改修費、食費、居住費等一部を除く。

赤枠内は令和8年4月から「82万6,500円」に変更

利用者負担段階区分	上限額
・年収約 1,160 万円以上	(世帯) 140,100 円
・年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満	(世帯) 93,000 円
・年収約 383 万円以上約 770 万円未満	(世帯) 44,400 円
・一般（区市町村民税世帯課税者）	(世帯) 44,400 円
・区市町村民税世帯非課税者等	(世帯) 24,600 円
①年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	(個人) 15,000 円
②老齢福祉年金受給者	
・生活保護受給者等	(個人) 15,000 円

※課税所得が 145 万円以上の方（ただし、世帯内の収入に応じて、申請により、一般区分になる場合もあります。）

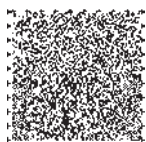
### 食費・居住費（滞在費）の自己負担と軽減制度（特定入所者介護サービス費（補足給付））

- 施設などで生活しながらサービスを受ける場合や、通所介護（デイサービス）や短期入所（ショートステイ）など、施設などに出かけてサービスを受ける場合は、かかった食費、光熱水費などの居住費（滞在費）、その他の日常生活費などが利用者負担となります。
- 施設サービスや短期入所サービスにおけるこれらの負担額は、利用者と事業者との契約により決められますが、所得が低い方については、所得に応じて食費・居住費（滞在費）の負担額が軽減される制度があります。
- ただし、配偶者が区市町村民税課税者である方や、預貯金等の額が一定額を超える方は、食費・居住費（滞在費）の軽減の対象外となります。

注）利用者負担のめやすは、18 ページ参照。

### 生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度

- 区市町村が、「生計が困難である」と認めた利用者については、介護サービスの 1 割負担や食費、居住費（滞在費）の自己負担を、約 4 分の 3 に軽減する仕組みがあります



利用者負担の各軽減制度の詳細は、  
お住まいの区市町村へお問い合わせください。